

2025年10月23日

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANO MRNA株式会社
代表取締役 秋永 士朗

当社は、2025年10月8日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2026年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の創業に関する権利義務を、新たに設立するNANO MRNA株式会社（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。
本新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画書の内容（会社法第803条第1項第2号）
別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。
2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項
本新設会社は、本新設分割に際して普通株式100株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。
本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行するすべての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が継承する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第6条の記載のとおりとすることにいたしました。
3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）
 - (1) 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行について、対象取締役等15名に対し、金銭報酬債権合計188,525,700円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式1,356,300株を発行することを決議し、同年8月15日に払込が完了いたしました。
 - (2) 第20回新株予約権の取得及び消却
当社は、2025年8月20日開催の取締役会に決議に基づき、2025年9月22日、同日時点で未行使である第20回新株予約権のすべてを以下のとおり取得し、取得後直ちに消却いたしました。

割 当 日	2023年2月13日
新 株 予 約 権 の 総 数	102,642個
発 行 価 額	総額2,052,840円（新株予約権1個につき20円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式10,264,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の残存数 （2025年9月22日現在）	102,642個
取 得 価 額	総額2,052,840円（新株予約権1個につき20円）
取 得 日	2025年9月22日

- (3) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還
当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日、同日時点で残存する第6回無

担保転換社債型新株予約権付社債のすべてについて、以下のとおり繰上償還いたしました。

社 債 の 銘 柄	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債
繰 上 償 還 日	2025年9月17日
繰 上 償 還 社 債 数	19個
繰 上 償 還 金 額	594,265,375円（各社債の額面100円につき金110円）
繰 上 償 還 の 理 由	当社第20回新株予約権に係る取得の決定がなされた結果、本社債の発行要項第16項第(4)号⑤の条件が満たされたため、本社債保有者より、同⑤に基づく繰上償還請求がなされたものです。
業 績 に 与 え る 影 響	当社の業績に与える影響は軽微であります。
償 還 資 金	手持資金

(4) 第21回新株予約権の取得及び消却

当社は、2025年8月29日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月22日、同日時点で未行使である第21回新株予約権のすべてを以下のとおり取得し、取得後直ちに消却いたしました。

割 当 日	2023年6月12日
新 株 予 約 権 の 総 数	47,170個 (割当個数内訳) 株式会社IPガイア：23,585個 アクセリード株式会社：23,585個
発 行 価 額	総額13,679,300円（新株予約権1個につき290円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式4,717,000株（新株予約権1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 残 存 数 (2025年9月22日現在)	47,170個 (保有個数内訳) 株式会社IPガイア：23,585個 アクセリード株式会社：23,585個
取 得 価 額	総額13,679,300円（新株予約権1個につき290円）
取 得 日	2025年9月22日

(5) 第1回無担保社債（適格機関投資家限定）の発行

当社は、2025年10月8日開催の取締役会決議において、第1回無担保社債（適格機関投資家限定）を、以下のとおり発行することを決議いたしました。

社 債 の 銘 柄	第1回無担保社債（適格機関投資家限定）
社 債 の 総 額	金25億円
各 社 債 の 金 額	2,500万円
利 率	年2.0パーセント
払 込 金 額	各社債の金額100円につき金100円
償 還 金 額	各社債の金額100円につき金100円
払 込 期 日	2025年10月8日
償 還 期 限	2027年10月8日
資 金 使 途	ファンド出資

(6) 第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行

当社は、2025年10月8日及び2025年10月15日開催の取締役会において、第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行を決議いたしました。当該新株予約権の募集の概要は以下のとおりです。

割 当 日	2025年10月30日
新 株 予 約 権 の 総 数	370,000個

発行価額	新株予約権1個当たり96円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.96円） 発行価額の総額は、新株予約権1個当たりの金額に本新株予約権の総数である370,000個を乗じた金額となります。
新株予約権の目的である株式の種類及び数	37,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日に決定しますが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は37,000,000株です。
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、172円（条件決定日の直前取引日の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て））とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額（以下において定義されます。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 本新株予約権の下限行使価額は94円（条件決定日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ））とします。 修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。
調達資金の額	6,368,350,000円（注）
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当予定先	株式会社SBI証券
権利行使期間	2025年10月31日（当日を含む。）～2027年11月1日
資金使途	私募債償還、ファンド出資
その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。 ・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 また、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定です。

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

（1）当社について

当社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約3,815,069千円及び約922,304千円であり、同日から現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、また、本

新設分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することは予測されておりません。

本新設分割により、当社が本新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ615,687千円及び286,391千円（いずれも暫定額）であり、本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 本新設会社について

本新設分割によって本新設会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、上記4.(1)のとおりであり、本新設分割の効力発生日以後における本新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。さらに、本新設会社に承継される予定の債務は、当社が重疊的債務引受を行います。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

新設分割計画書

NANO MRNA株式会社（2026年4月1日付でNano Holdings株式会社に商号変更予定。以下「甲」という。）は、甲の創業に係る事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新設するNANO MRNA株式会社（以下「乙」という。）に承継させるため新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本新設分割）

本計画の規定に従って、甲は、新設分割の方法により、甲が本事業に関して有する第4条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（乙の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数等）

乙の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 秋永士朗、中島大輔及び白石紀彦

設立時監査役 松尾隆

第4条（本新設分割により承継する権利義務）

1. 乙が本新設分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙2「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。疑義を避けるために付言すると、株式会社PrimRNAの株式（19,800株）は、承継対象権利義務に含まれる。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第764条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第5条（本新設分割の対価）

乙は、本新設分割に際して、乙の普通株式100株を発行し、承継対象権利義務に代わり、そのすべてを甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金）

乙の資本金及び準備金は次のとおりとする。

資本金 金 90,000,000円

資本準備金 金239,295,893円

第7条（効力発生日）

乙の成立の日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本新設分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、甲は、本効力発生日を変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条（簡易新設分割）

甲は、会社法第805条に基づき、株主総会の承認を受けることなく本新設分割を行う。

第10条（本新設分割の条件の変更及び本計画の解除）

本計画の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変、第4条第1項後段に定める承諾が得られないとき、その他の事由により本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲は、本新設分割の条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

（以下余白）

上記計画を証するため、本計画書を作成する。

2025年10月8日

甲：東京都港区愛宕二丁目5番1号

NANO MRNA株式会社

代表取締役社長CEO 秋永 士朗

⑨

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 【商号】

当社は、NANO MRNA 株式会社と称し、英文では、NANO MRNA Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 【目的】

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 医薬品、再生医療等製品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託
- 2 医薬品、再生医療等製品、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務
- 3 医薬品、再生医療等製品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売
- 4 医薬品、再生医療等製品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造
- 5 上記に関連する一切の業務

第 3 条 【本店の所在地】

当社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条 【機関】

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

第 5 条 【公告の方法】

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 【発行可能株式総数】

当社の発行可能株式総数は、2,000,000株とする。

第 7 条 【株式の譲渡制限】

当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を得なければならない。

第 8 条 【株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定】

当社は、当社の発行する株式（処分する自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に対して募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式又は募集新株予約権の引受けの申込みの期日について、取締役会の決議によって定める。

第 9 条 【株主等の届出】

株主（受託者を含む。）及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社に、氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。

2. 前項に規定されている事項に変更があった場合も同様に届け出るものとする。

第 10 条 【基準日】

当会社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項並びに第36条及び第37条に規定されている場合に加えて、当会社は、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるために必要な場合には、取締役会の決議により、一定の日（以下、「基準日」という。）を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者（以下、総称して「基準日株主」という。）をもって、その権利を行使することができる者となることができる。基準日を定める場合には、当会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から3箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。また、当会社は、基準日を定めたときには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び本項により定めた基準日株主が行使することができる権利の内容を公告しなければならない。

第11条 【株式取扱規程】

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 【株主総会の招集】

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 【株主総会の招集通知】

株主総会の招集通知は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下、本条において同じ。）に対し会日の1週間（ただし、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに発する。

2. 特定の株主総会について、株主の全員の同意があるときは、当該特定の株主総会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。ただし、当該特定の株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。
3. 第1項の招集通知には、法令に定める事項を記載又は記録し、法令の定めに従って書面又は電磁的方法により通知する。

第14条 【招集権者及び議長】

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 【決議の方法】

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 【議決権の代理行使】

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 【議事録】

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事

録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 【員数】

当社の取締役は8名以内とする。

第19条 【選任方法】

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条 【解任方法】

取締役は、株主総会において解任する。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条 【任期】

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 【代表取締役及び役付取締役】

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 【取締役会の招集権者及び議長】

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 【取締役会の招集通知】

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 【取締役会の決議方法】

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 【取締役会の議事録】

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条 【取締役会規程】

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 【報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第29条 【取締役の責任免除】

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

第30条 【員数】

当会社の監査役は1名以上とする。

第31条 【選任方法】

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 【任期】

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 【報酬等】

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条 【監査役の責任免除】

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第35条 【事業年度】

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条 【剰余金の配当の基準日】

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第37条 【中間配当】

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条 【配当金の除斥期間】

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 付 則

第39条 【設立時代表取締役社長】

当社の設立時代表取締役社長は、次のとおりとする。

設立時代表取締役社長： 秋永 士朗

第40条 【最初の事業年度】

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2027年3月31日までとする。

第41条 【設立時の本店所在場所】

当社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

東京都港区愛宕二丁目5番1号

第42条 【法令の準拠】

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以 上

承継対象権利義務明細表

乙が、効力発生日において本新設分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、次のとおりとする。但し、資産及び債務の評価については、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社成立日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。なお、本明細表に記載される資産及び債務の具体的内容は別添1記載のとおりである。

1. 資産

(1) 流動資産

(a) 普通預金 566,454,381円

(b) 本事業に属する原材料 404,800円、前渡金 33,719,072円、前払費用 7,829,427円

(2) 固定資産

本事業に属する以下の固定資産

(a) 附属設備 1,723,223円、機械装置 37,846,745円

(b) 実施許諾権 73,468,751円、ソフトウェア 310,500円

(3) 投資その他の資産

(a) 敷金・保証金 7,278,500円

(b) 関係会社株式のうち、株式会社PrimRNAの株式（19,800株） 0円

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に属する未払金 29,494,615円、未払費用 35,241,137円、前受金 221,654,570円

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本事業に従事する甲の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイト、内定者を含む。）との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、承継の対象としない。

(2) その他の契約

本事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

4. 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出のうち法令上承継可能なもの。

別添1

資産及び債務の具体的内容

資産の部	TB	NANO HD	NANO MRNA	備考・明細参照先
流動資産				
SMBC/普通	566,454,381	0	566,454,381	
SMBC/米ドル	446,191,208	446,191,208	0	
SMBC/ユーロ	5,019,523	5,019,523	0	
クレディ・スイス/普通	0	0	0	
UBS/普通	0	0	0	
クレディ・スイス/定期預金	0	0	0	
UBS/定期	510,250,806	510,250,806	0	
受取手形	0	0	0	
売掛金	0	0	0	
原材料	404,800	0	404,800	在庫データ
有価証券(流動)	1,798,380,000	1,798,380,000	0	有価証券明細
仮払税金	0	0	0	
前渡金	33,719,072	0	33,719,072	前渡金管理表
前払費用	43,652,534	35,823,107	7,829,427	前払費用管理表
未収入金	1,783,408	1,783,408	0	
未収法人税等	4,143,249	4,143,249	0	
未収消費税	28,814,473	28,814,473	0	
仮払消費税	0	0	0	
輸入消費税	0	0	0	
仮払消費税(手動)	0	0	0	
仮払金	0	0	0	
立替金	674,997	674,997	0	
預け金	20,000	20,000	0	
流動資産 計	3,439,508,451	2,831,100,771	608,407,680	
固定資産	0	0	0	
有形固定資産	0	0	0	
建設仮勘定	0	0	0	
附属設備	85,043,215	83,319,992	1,723,223	固定資産台帳
附属設備減価償却累計額	-85,043,201	-83,319,980	-1,723,221	固定資産台帳
構築物	1,705,000	1,705,000	0	固定資産台帳
構築物減価償却累計額	-1,704,999	-1,704,999	0	固定資産台帳
機械装置	213,047,509	175,200,764	37,846,745	固定資産台帳
機械装置減価償却累計額	-213,047,407	-175,200,680	-37,846,727	固定資産台帳
工具器具備品	30,952,898	30,952,898	0	固定資産台帳
工具器具備品減価償却累計額	-30,952,883	-30,952,883	0	固定資産台帳
有形固定資産 計	132	112	20	固定資産台帳
無形固定資産	0	0	0	
のれん	1,553,178,713	1,553,178,713	0	
のれん減価償却累計額	-1,553,178,713	-1,553,178,713	0	
実施許諾権	73,468,751	0	73,468,751	固定資産台帳
実施許諾権減価償却累計額	-73,468,737	0	-73,468,737	固定資産台帳
ソフトウェア	310,500	0	310,500	
ソフトウェア減価償却累計額	-310,499	0	-310,499	
無形固定資産 計	15	0	15	
投資その他の資産	0	0	0	
敷金及び保証金	128,180,445	120,901,945	7,278,500	
長期前払費用	24,929,964	24,929,964	0	長期前払費用管理表
投資有価証券	222,120,000	222,120,000	0	有価証券明細
関係会社株式	330,928	330,928	0	有価証券明細
投資その他の資産 計	375,561,337	368,282,837	7,278,500	
固定資産 計	375,561,484	368,282,949	7,278,535	
資産 計	3,815,069,935	3,199,383,720	615,686,215	

負債の部	0	0	0	
流動負債	0	0	0	
買掛金	0	0	0	
転換社債型新株予約権付社債(流動)	540,241,250	540,241,250	0	
預り住民税	1,814,400	1,814,400	0	
預り源泉所得税	4,934,406	4,934,406	0	
預り金	0	0	0	
資産除去債務(流動)	0	0	0	
未払金	38,992,734	9,498,119	29,494,615	
DCカード	274,950	274,950	0	
未払費用	43,442,029	8,200,892	35,241,137	
未払法人税等	17,329,000	17,329,000	0	
前受金	221,654,570	0	221,654,570	
仮受金	0	0	0	
仮受消費税	0	0	0	
流動負債 計	868,683,339	582,293,017	286,390,322	
固定負債	0	0	0	
長期預り金	22,444,200	22,444,200	0	
資産除去債務(固定)	31,177,033	31,177,033	0	
転換社債型新株予約権付社債(固定)	0	0	0	
固定負債 計	53,621,233	53,621,233	0	
負債 計	922,304,572	635,914,250	286,390,322	
純資産の部	0	0	0	
株主資本	0	0	0	
資本金	166,392,250	166,392,250	0	
資本剰余金	0	0	0	
資本準備金	5,546,832,612	5,546,832,612	0	
資本剰余金 計	5,546,832,612	5,546,832,612	0	
利益剰余金	0	0	0	
その他利益剰余金	0	0	0	
繰越利益剰余金	-1,837,990,509	0	0	
当期純損益金額	-996,062,276	0	0	
その他利益剰余金 計	-2,834,052,785	0	0	
利益剰余金 計	-2,834,052,785	0	0	
自己株式	-27,854	-27,854	0	
株主資本 計	2,879,144,223	0	0	
評価・換算差額等	0	0	0	
その他有価証券評価差額金	-2,111,000	-2,111,000	0	有価証券明細
評価・換算差額等 計	-2,111,000	-2,111,000	0	
新株予約権	0	0	0	
新株予約権(有償)	15,732,140	15,732,140	0	
新株予約権 計	15,732,140	15,732,140	0	
純資産 計	2,892,765,363	0	0	
負債及び純資産 計	3,815,069,935	0	0	